

# 成安造形大学学位規程

平成27年 4月24日制定

## (目的)

第1条 この規程は、成安造形大学（以下、「本学」という。）において授与する学位について、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項及び成安造形大学学則（以下、「学則」という。）第41条に基づき、必要な事項を定める。

## (専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位は学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

学部・学科		付記する専攻分野の名称
芸術学部	芸術学科	芸術学

## (学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学則第40条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

## (学位の授与)

第4条 学士の学位の授与は、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

## (学位授与の時期)

第5条 学士の学位を授与する時期は、3月又は9月とする。

## (学位の名称)

第6条 学士の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「成安造形大学」と付記するものとする。

## (卒業証書・学位記)

第7条 卒業証書・学位記は、様式1によるものとする。

## (学位授与の取消)

第8条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚す行為をしたときは、教授会の意見を聴いて、学位を取り消すことができる。  
2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取り消したときは、学位記を返還させるものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長がこれを行なう。

附 則

- 1 この規程は、平成27年 4月24日から施行する。
- 2 造形学部デザイン科・造形美術科を卒業した者に授与する学位は学士とし、付記する専攻分野の名称は「芸術学」とする。